



活用業務届出書

東経企営第13-0013号
平成25年5月31日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその社員を活用し、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（以下「区域省令」という。）の規定による当社の業務区域が、行政区域上の都県と不一致となっている区域（以下「異行政区域」という。）と、行政区域上は当該異行政区域と同一都県内であるが、区域省令上は異なる都県となる区域並びに当該異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域とは別の都県内であり、区域省令上も異なる都県となる区域との間の映像通信網サービス※を登録一般放送事業者等へ提供する。

なお、対象区域は添付資料1のとおり。

※映像通信網サービスとは、映像通信網（特定の周波数帯域の映像及び映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備）を使用して行う電気通信サービス（第1種、第2種、第3種、フレッツテレビ伝送サービス等）

(2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信役務等を営むために保有する電気通信設備と、自ら敷設・保有する県間伝送路を利用し、行政区域上は当該異行政区域と同一都県内であるが、区域省令上は異なる都県となる区域並びに当該異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域とは別の都県内であり、区域省令上も異なる都県となる区域との間の映像通信網サービスを登録一般放送事業者等へ提供する。

2. 業務の開始の日

平成25年7月1日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定、費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金

なし

(2) 調達方法

所要資金がないため、調達不要。

5. 業務を営む理由

登録一般放送事業者は、他の放送事業者からの再放送同意に基づき、異行政区域との間においても、当該異行政区域以外の行政上の同一都県内と同様安定的な品質で再放送を行いたいという要望がある。

当社は、この要望に応えるため、行政区域上は当該異行政区域と同一都県内であるが、区域省令上は異なる都県となる区域並びに当該異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域とは別の都県内であり、区域省令上も異なる都県となる区域との間の映像通信網サービスを提供することとしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

現在、映像通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備及び送出装置。

サービス提供時の構成図は、添付資料3のとおり。

(2) 技術

現在、映像通信網サービスの提供の業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、映像通信網サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保す

るために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路と同様の伝送路を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

本業務の提供に用いる県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表することにより、接続等の迅速性・公平性を確保している。また、他事業者が市販で調達可能な局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路を組み合わせることで対応するものであり、本業務の提供に用いる県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表している。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路と同様の伝送路を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望され

た場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成24年6月29日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の映像通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の映像通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定とならないようとする考え方である。

（6）関連事業者の公平な取り扱い

本業務の提供にあたって用いる設備は、市販で調達可能な局内装置を用い、当社が自ら敷設・保有する県間伝送路と同様の伝送路を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考え方である。

また、本業務の提供に使用する県間伝送路については、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表している。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考え方である。

加えて、本業務の提供にあたっては、関連する登録一般放送事業者を公平に取り扱う考え方である。

（7）実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

添付資料

- 1. 対象区域**
- 2. 収入算定・費用算定の考え方**
- 3. サービス提供時の設備概要**

1. 対象区域

・対象区域

行政上の区域と日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（平成11年郵政省令第24号）別表第一に規定されている当社の業務区域が不一致となっている区域

・提供を予定している区域

行政上の区域		NTT法上の区域
神奈川県	相模原市	東京都

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法

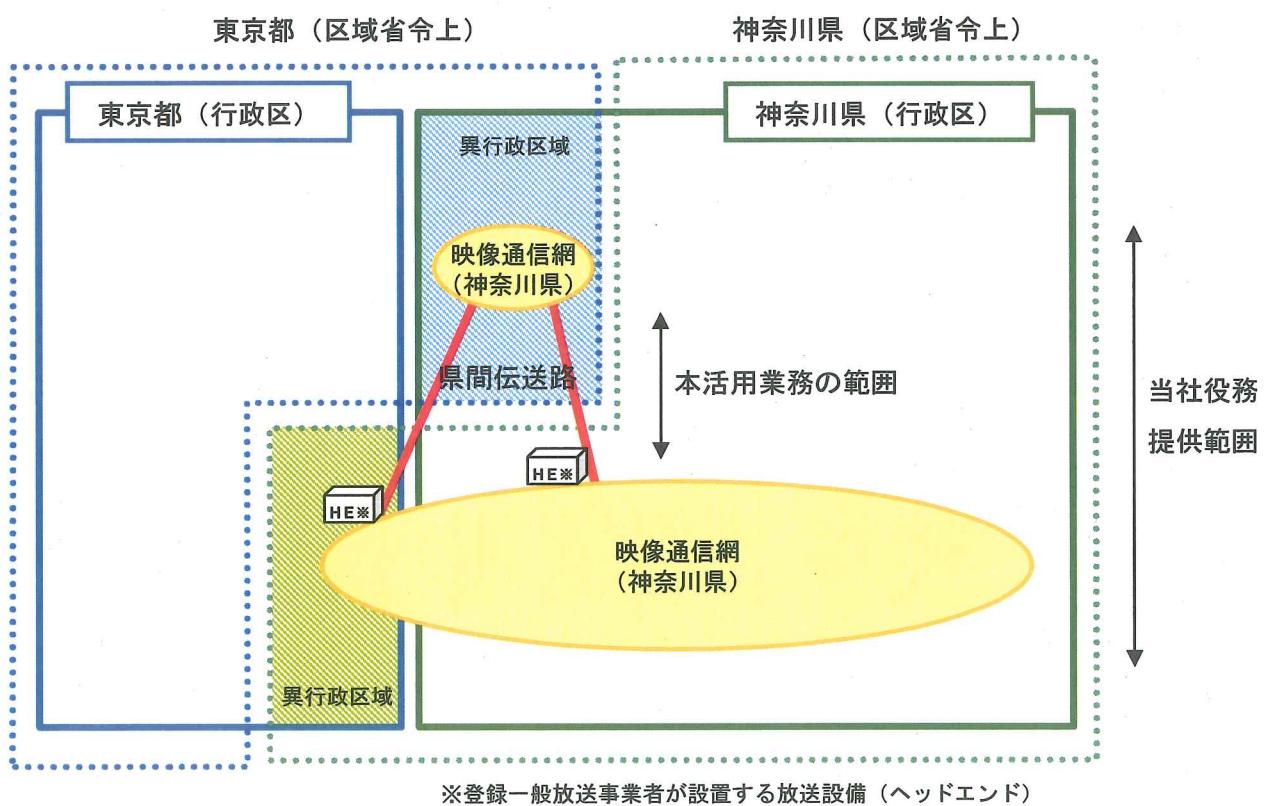
各サービスの県間部分の料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

算定方法

中継光伝送路	県間光ファイバの設備量に光ファイバコストを乗じて算定
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

【収支対象範囲】



3. サービス提供時の設備概要

